

I 地域教育文化学部の履修方法等について

山形大学学部規則（以下「学則」という。）第28条第2項、第31条及び山形大学科目履修規程第5条の規定に基づく本学部における授業科目、単位数、授業時間数並びに専門教育科目の履修方法及び専門教科に関する必要な事項は、学則に定められるもののほか、以下に説明する内容によります。

1 学科・コース

(学 科)

本学部に次の学科を置き、定員を次のとおりとします。

地域教育文化学科 175人

(コース)

地域教育文化学科に次のコースを置き、定員を次のとおりとします。

児童教育コース 80人

文化創生コース 95人

2 履修プログラム

各コースに次の履修プログラムを置き、学生はいずれかの履修プログラムを選択します。

児童教育コース（小学校教員免許が必修になります。）

・小学校教育プログラム

中学校教員免許（国・社・数・理・英）、高等学校教員免許（国・地歴・数・理・英）、幼稚園教諭免許、特別支援学校教員免許のいずれか及び社会教育主事資格が取得しやすいように編成されています。

・チャレンジプログラム

山形大学大学院教育実践研究科（教職大学院）に進学することを前提に6年一貫教育を行います。学部4年次修了の段階で小学校教諭一種免許状取得を必須とするほか、中学校教諭一種免許状（国・社・数・理・英）、高等学校教諭一種免許状（国・地歴・数・理・英）、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状のいずれかについても取得できるカリキュラム編成になっています。

文化創生コース

・心身健康支援プログラム

心身健康支援について、より高度な知識と技能を習得しやすいように編成されています。また、中学・高校教員免許（保健体育）や、認定心理士の申請資格が取得しやすいように編成されています。

・芸術文化創生プログラム

芸術文化創生について、より高度な知識と技能を習得しやすいように編成されています。また、中学・高校教員免許（音楽）、中学・高校教員免許（美術）が取得しやすいように編成されています。

・チャレンジプログラム

造形、音楽、スポーツ分野における文化創生について、学士および修士の取得を前提とし、学士課程と修士課程の大学院地域教育文化研究科（文化創造専攻）の6年一貫教育を選択するプログラムです。

3 卒業認定基準

各コースの卒業認定基準は、別に定めるところによります。（53～64頁参照）

4 基盤共通教育に関する科目

基盤共通教育に関する科目（導入科目、基幹科目、教養科目、共通科目）の履修は、山形大学基盤共通教育履修要項に定めるもののほか、別に定めるところによります。（55頁及び下表参照）

《 参 考 》 基盤共通教育科目の履修

導入科目	「スタートアップセミナー」を含めて、児童教育コースは3単位、文化創生コースは2単位以上を修得すること。
基幹科目	『人間を考える・共生を考える』及び『山形から考える』の両領域から、それぞれ1科目2単位ずつの計4単位を修得すること。
教養科目	児童教育コースは11単位以上、文化創生コースは12単位以上を修得すること。また、『文化と社会』『自然と科学』『応用と学際』の各領域からそれぞれ2単位以上を修得すること。 なお、教員免許を取得しようとする者は、『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位を含めて修得すること。
共通科目	『情報科学』領域から「情報処理」2単位及び『健康・スポーツ』領域から1単位以上を修得すること。また、『コミュニケーション・スキル1』領域*（英語1、英語2及び英語3）10単位及び『コミュニケーション・スキル2』領域（1か国語）4単位を修得すること。『サイエンス・スキル』領域及び『キャリアデザイン』領域は自由選択科目に充てられる。 なお、教員免許状を取得しようとする者は、『健康・スポーツ』領域から分野「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上修得すること。

※英語1：「総合英語」（2単位）、「コミュニカティブ英語」（2単位）

英語2：「発展英語Ⅰ」（2単位）、「発展英語Ⅱ」（2単位）

英語3：「発展英語Ⅲ」（2単位）

1年生の後期に実施するTOEIC IPテストを受験する。このTOEIC IPテストで700点以上を取得した場合は、申請により発展英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの計6単位を、600点以上を取得した場合は、申請により発展英語Ⅰ・Ⅱの計4単位を、550点以上を取得した場合は、申請により発展英語Ⅰの2単位を認定する。

2年生の後期に実施予定のTOEIC IPテストで550点以上のスコアを取得した場合は、申請により発展英語Ⅲの2単位を認定する。

※教員免許状を取得しようとする場合については、27頁以降を確認すること。

5 授業科目、単位数、履修方法等

授業科目、単位数、履修方法等については、別に定めるところによります。（57頁～64頁及び下表参照）

《 参 考 》 専門教育科目の区分

・中心科目（1，2，3年次に履修）：

「健康・文化・教育の諸相を知る」というテーマのもと、各コース共通の科目を配置し、地域を支える健康支援・文化醸成・教育活動の基層を多面的かつ構造的に学ぶ科目群と、基礎科目及び専門科目で学んでいる知識と技能を社会の中で総合的に活用し、企画運営及び実践を行う実践演習科目群『フィールドプロジェクト』とによって、地域を支える活動を複数領域の融合活動としてイメージできるようにすることを目的とする。

・基礎科目（主に2年次に履修）：

必修・選択必修を配置し、各コースが養成する人材像を理解させるとともに、その実現のために必要とされる基礎的な知識と技能とを習得させ、特に論理的な思考力の育成を目指す。

・専門科目（主に3年次に履修）：

「実践力と分析力を向上させる」というテーマのもと、演習・実習科目や高度な専門知識の習得を目的とする科目を配置し、分析力を向上させるとともに、習得した知識技能を総合して実践する力を育成する。

- ・発展科目（主に2～4年次に履修）：

自らの志望や適性に応じて学生に選択させ、総合的かつ実践的な問題解決能力を育成する。

- ・自由選択科目（自由科目）：

地域の課題を広い視野から捉えられる能力を育成し、具体的な課題解決法を実践できる高い専門的知識及び技能を学生が主体的かつ能動的に習得できるように、「基盤共通教育科目」「専門教育科目」区分の科目の超過分、また他コース、他学部、他大学で修得した単位を学生の自由選択により履修させる。

《 参 考 》 地域教育文化学科の最低修得単位数

科 目 コース	基盤共通教育科目				専 門 教 育 科 目				自 由 選 択 科 目	総 計
	導 入 科 目	基 幹 科 目	教 養 科 目	共 通 科 目	中 心 科 目	基 礎 科 目	専 門 科 目	発 展 科 目		
児童教育コース	3	4	11	17	10	32	25	12	16	130
文化創生コース	2	4	12	17	10	33	20	12	20	130

- ・「基盤共通教育科目」「専門教育科目」については、上記を参照のこと。
- ・「専門教育科目」の各区分は、区分中必修科目を全て修得した上で、最低修得単位数以上を修得すること。
- ・「自由選択科目（自由科目）」は「基盤共通教育科目」「専門教育科目」の各区分で最低修得単位数を超過した単位を充ててもよい。また、他コース、他学部、他大学等で修得した単位を充てることができる。
- ・児童教育コースは卒業要件として、小学校の教育職員免許状を取得できる単位修得が必要である。

6 単位の計算基準

各科目の単位の計算基準は、学則第31条により、次のように定めます。

- (1) 講義及び演習については、30時間の授業をもって2単位とします。なお、特別演習については、30時間の授業をもって1単位とします。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とします。なお、栄養士資格に係わる実験・実習については、45時間の授業をもって1単位とします。

7 履修科目の登録

- (1) 学生は、履修しようとする授業科目を学年又は学期の始めの定められた期日までに登録しなければなりません。
- (2) 登録していない科目は、単位の認定が行われません。

8 履修科目の取り直し

履修登録した科目について、履修を取りやめる場合には、授業開始後の定められた期間に登録した科目の履修取り直し手続きを行わなければなりません。集中講義において履修取り直しを希望する場合は、可及的速やかに学生センター地域教育文化学部担当に届け出なければなりません。履修取り直しの手続きをしない場合は、その科目は成績評価の対象となります。

9 成績評価・単位認定

- (1) 成績の評価は、原則として、当該授業の終了する学期末に行います。
- (2) 成績の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とします。また、成績証明書等における評定記号の配点基

準は、次のとおりとします。ただし、教育臨床体験（介護等体験）及び社会体験（インターンシップ）を除きます。

S	100～90点
A	89～80点
B	79～70点
C	69～60点
F	59～0点

さらに、GPA（Grade Point Average）による成績の評価を行います。（5頁参照）

- (3) 単位の認定は、試験・報告書・論文及び平常成績等による担当教員の審査に基づき教授会が行います。
- (4) 追試験・再試験は、原則として行いません。ただし、病気その他やむを得ない事情のため受験できなかった者は、願い出により認めることがあります。

10 転コース

- (1) 転コースを希望する者は、学部長に文書をもって願い出なければなりません。
- (2) 転コースは、1年後期終了時点までに30単位以上修得しなければ、選考試験を受けることができません。
- (3) 転コースの願い出は、現に所属するコースの了解を得なければなりません。
- (4) 転コースの時期は、2年前期の学期始めとし、願書は、1月末までに学生センター地域教育文化学部担当に提出してください。
- (5) 転コースの願い出は、原則として、コースの定員を超えない範囲で受け付けます。
- (6) 転コースの選考は、希望するコースにおいて、試験（筆記、口述、実技等）に基づいて行い、原則として、入学者選抜試験の成績を加味します。

11 学位

本学部の卒業者には、次に掲げる学士の学位を与えます。

児童教育コース	学士（教育学）
文化創生コース	学士（学術）